

令和5年第1回定例会 一般会計予算決算常任委員会  
総務文教分科会審査記録（2日目）

- 1 日 時 令和5年3月7日（火） 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第35号 令和4年度村上市一般会計補正予算（第16号）  
議第13号 令和5年度村上市一般会計予算
- 4 出席委員（7名）
- |           |          |
|-----------|----------|
| 1番 上村正朗君  | 2番 山田勉君  |
| 3番 鈴木いせ子君 | 4番 佐藤重陽君 |
| 5番 三田敏秋君  | 7番 高田晃君  |
| 8番 小杉武仁君  |          |
- 5 欠席委員（なし）
- 6 地方自治法第105条による出席者  
副議長 大滝国吉君
- 7 分科会委員外議員（なし）
- 8 説明のため出席した者
- |                         |             |
|-------------------------|-------------|
| 副 市 長                   | 忠 聡 君       |
| 教 育 長                   | 遠 藤 友 春 君   |
| 学 校 教 育 課 長             | 渡 辺 律 子 君   |
| 同 課 参 事                 | 今 井 雅 仁 君   |
| 同 課 教 育 総 務 室 長         | 中 山 晴 剛 君   |
| 同 課 教 育 総 務 室 副 参 事     | 大 矢 か お り 君 |
| 同 課 教 育 総 務 室 係 長       | 小 田 貴 文 君   |
| 同 課 学 校 施 設 係 副 参 事     | 園 部 裕 昭 君   |
| 生 涯 学 習 課 長             | 平 山 祐 子 君   |
| 同 課 社 会 教 育 推 進 室 長     | 太 田 秀 哉 君   |
| 同 課 社 会 教 育 推 進 室 副 参 事 | 石 田 百 合 子 君 |
| 同 課 ス ポ ー ツ 推 進 室 長     | 倉 松 淳 志 君   |
| 同 課 ス ポ ー ツ 推 進 室 主 幹   | 菅 原 和 英 君   |
| 同 課 ス ポ ー ツ 推 進 室 係 長   | 石 栗 英 俊 君   |
| 同 課 文 化 行 政 推 進 室 長     | 吉 井 雅 勇 君   |
| 同 課 教 育 情 報 セ ン タ ー 長   | 加 藤 涉 君     |
| 村 上 支 所 村 上 教 育 事 務 所 長 | 浅 野 宏 君     |
| 神 林 支 所 神 林 教 育 事 務 所 長 | 田 村 富 夫 君   |
| 朝 日 支 所 朝 日 教 育 事 務 所 長 | 本 間 憲 一 君   |
| 山 北 支 所 山 北 教 育 事 務 所 長 | 本 間 宏 君     |
- 9 議会事務局職員
- |     |         |
|-----|---------|
| 局 長 | 内 山 治 夫 |
| 次 長 | 鈴 木 涉   |

（午前10時00分）  
分科会長（小杉武仁君）開会を宣する。

○本日の審査は、議第35号及び議第13号のうち、学校教育課及び生涯学習課所管分について審査した後、議第35号及び議第13号のうち総務文教分科会所管分について賛否態度の取りまとめを行う。

**日程第3** 議第35号 令和4年度村上市一般会計補正予算（第16号）のうち総務文教分科会所管分を議題とし、担当課長（学校教育課長 渡辺律子君、生涯学習課長 平山祐子君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第13款 分担金及び負担金

（説明）

学校教育課長 それでは、13款2目5項の教育負担金だが、説明1、理科教育センター経費負担金については、負担金確定したので、その金額に合わせて減額したものになる。

生涯学習課長 次に、その下の2節社会教育費負担金の説明1、視聴覚ライブラリー経費負担金及び説明2、図書館経費負担金だが、関川村、栗島浦村の負担金について減額をするものだ。

第15款 国庫支出金

（説明）

学校教育課長 続いて、15款1項3目の1節災害復旧費負担金の説明2、公立諸学校建物其他災害復旧費負担金については、国の査定が終わって、事業費が確定したことに伴って補助金を減額するものである。

生涯学習課長 続いて、2項8目災害復旧費国庫補助金の1節災害復旧費補助金の説明3、都市災害復旧事業費補助金459万9,000円の減額は、昨年8月3日からの大雨により被災した三面川東河川公園の復旧工事に係る補助金の額の確定により減額をするものである。続いて、12、13Pをお開きください。一番上の説明4、公立社会教育施設災害復旧費補助金は、こちら8月3日からの大雨により被災を受けた荒川球場及びテニスコートに係る補助金となる。国の現地調査前ではあるが、事前着手届を提出し、事業には着手している。令和4年12月5日に文部科学省から、今年度中に現地調査、内定、交付決定を行うことが難しく、令和5年度中の現地調査、交付決定を予定している旨の事務連絡があったことから、予算額全額の635万2,000円を減額するものである。

歳入

第13款 分担金及び負担金

（質疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

第15款 国庫支出金

（質疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

## 歳出

### 第3款 民生費

#### (説明)

学校教育課長 3款4節1目、説明の6になる。8.3大雨災害に伴う学用品等給与事業経費について、事業費が確定したので、不用額の350万円を減額するものである。

### 第10款 教育費

#### (説明)

学校教育課長 続いて、30P、31Pをお願いいたす。10款1項2目から、10款について事業費の確定に伴って財源を更正している。

生涯学習課長 次に、4項4目図書館費の財源更正については、先ほど歳入でご説明をさせていただいた図書館経費負担金の減額補正に伴う財源更正となる。続いて、32、33Pをお開きください。5目文化財保護費の財源更正については、16、17Pの歳入、22款1項9目1節災害復旧事業債の説明12、指定文化財災害復旧事業債470万円を特定財源にすることによるものである。その下、6目社会教育施設費の財源更正については、同じく歳入14、15Pの22款1項7目3節社会教育債の説明1、社会教育施設整備事業債370万円を特定財源とするほか、先ほど歳入でご説明をさせていただいた視聴覚ライブラリー経費負担金の減額補正に伴う財源更正となる。その下、5項2目保健体育施設費の財源更正については、歳入でご説明させていただいた公立社会教育施設災害復旧費補助金の減額補正に伴い、国庫支出金でマイナス417万4,000円の財源更正となる。また、地方債の300万円の充当については、14、15Pの歳入、22款1項9目1節災害復旧事業債の説明8、保健体育施設災害復旧事業債1,000万円のうち300万円を充てることでの財源更正となる。

学校教育課長 次に、3目学校給食費だが、国庫支出金の確定によって財源更正、それから地方債の充当によって基金の繰入金を減額しているということになる。

### 第11款 災害復旧費

#### (説明)

学校教育課長 続いて、34、35Pをお願いいたす。11款4項1目の公立学校施設災害復旧費の説明1、8.3大雨災害小学校施設災害復旧費について、事業費の確定というか、おおむねの予算額が確定したので、それに合わせて減額したものになる。

生涯学習課長 2目保健体育施設災害復旧費の財源更正については、10P、11Pの歳入、15款2項8目1節災害復旧費補助金の説明3、都市災害復旧事業費補助金及び次のページの説明4、公立社会教育施設災害復旧費補助金の減額補正に伴い、国庫支出金でマイナス677万7,000円の財源更正と、地方債の700万円については、14P、15Pの歳入、22款1項9目1節災害復旧事業債の説明8、保健体育施設災害復旧事業債1,000万円のうち700万円を充てることでの財源更正となる。

### 第2条「第2表 繰越明許費」

#### (説明)

生涯学習課長 それでは、第2表、繰越明許費についてご説明をさせていただく。5Pをお開きください。下から2段目の11款災害復旧費、4項文教施設災害復旧費の1,940万円についてであるが、三面川東河川公園災害復旧工事において堆積土砂の排土後、種子散

布を行い、復旧することとしていたが、積雪により排土、種子散布が予定どおり実施できないことから、予算額3,000万円から今年度支出済みの前金払いを引いた1,940万円を繰り越すものである。以上である。

学校教育課長 5 Pの繰越明許費だが、学校教育課の分が飛んだので、そちらを説明させていただく。中段になる。10款の教育費の2、小学校費の小学校施設改修経費だが、こちらについては村上小学校の自動火災報知器の設備取替え工事だが、機材が手配できないために繰越しするものである。その下の中学校施設改修経費については、岩船中学校の屋内消火栓設備ポンプ取替え工事だが、こちらも同じく機器の手配ができないために繰越しとなるものになる。それから続けて、5項の保健体育費の8.3大雨災害学校給食経費については、給食の運搬車両について、ようやく国の査定によって事業費確定したけれども、まだこちらについても年度内の手配がつかないために繰越しということになる。それから、下から3つ目になる。11款災害復旧費の4、文教施設災害復旧費、こちらについては8.3大雨災害小学校施設災害復旧費ということで、保内小学校の建築工事、グラウンド工事、それからインターロッキングほかの復旧工事について、年度内に終了しないために繰り越すものとなる。以上だ。

歳出

第3款 民生費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第10款 教育費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第11款 災害復旧費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第2条「第2表 繰越明許費」

(質 疑)

三田 敏秋 どちらでもいいのだけれども、今の小学校の復旧状況をちょっと教えていただければ。

学校教育課長 保内小学校については、12月に国の査定が終わって、その後内示の決定が来たのが2月になる。その後入札等の手続をしてきたわけだけれども、小学校の建築工事については、当初床の材がすぐに手配できるという予定であったけれども、また日数を経た中において資材不足ということになったので、最終的には夏休み頃まで床の建築工事についてはかかる見込みということで、現在も工事発注をしているところである。それから、グラウンド工事についても、入札を終わったが、現在の降雪の状況もあるので、その後に実際の工事ということになるので、5月いっぱい、6月ぐらいまでかかる今のところの見込みとなっている。それから、インターロッキング、校舎の周りのちょっと高くなっているところだが、そちらについては、本日入札がようやく終わったところであるので、今後業者との相談の中において工程を決

めていくことになるが、それについても、年度を過ぎて少しかかる見込みということで今のところ進んでいる。

高田 晃 1点だけ、繰越明許の関係で、ちょっと聞き間違えたのかどうかあれだが、教育費の小学校施設改修経費、村上小学校の何って言ったっけ。もう一回ちょっと。

学校教育課長 村上小学校の自動火災報知設備の取替え工事になる。

高田 晃 自動火災報知機の関係で、そうすると繰越しをして、今年度はしないということでもいいのか。

学校教育課長 今年度発注済みであるけれども、今年度中には機材が間に合わないということで、年度繰り越して実施、実際の工事は年度繰り越してということになるものである。

高田 晃 消防法上大丈夫なのか。

学校教育課長 そちらについては消防のほうに確認していて、大丈夫である。

高田 晃 了解した。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(賛否態度の発言)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、賛否についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第35号のうち総務文教分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

---

**日程第4** 議第13号 令和5年度村上市一般会計予算のうち総務文教分科会所管分を議題とし、担当課長（学校教育課長 渡辺律子君、生涯学習課長 平山祐子君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第13款 分担金及び負担金

(説明)

学校教育課長 それでは、23P、24Pになる。13款2項5目の教育費負担金の1、教育総務費負担金だが、理科教育センター経費負担金、これは例年の同様の内容となっている。

生涯学習課長 その下、2節社会教育費負担金の説明1、視聴覚ライブラリー経費負担金22万3,000円、説明2、図書館経費負担金562万2,000円については、関川村、栗島浦村の負担金となる。

第14款 使用料及び手数料

(説明)

学校教育課長 次に、めくっていただいて、25、26Pになる。14款1項9目教育使用料の1、教育総務使用料の1と・・・失礼した。

生涯学習課長 次に、25、26Pで14款1項7目土木使用料の3節都市計画使用料の説明7、都市公園施設使用料7,000円については、村上運動公園、岩船運動公園、記念公園内の電柱

施設使用料となる。

学校教育課長 失礼いたしました。それでは、9目教育使用料の1節教育総務使用料の1、教員住宅使用料、大川谷教員住宅の使用料と、それから教育財産使用料は学校等施設の使用料ということで、例年の内容となっている。

生涯学習課長 その下、説明3、教育財産使用料74万3,000円については、生涯学習課所管施設内にある電柱等の敷地使用料となる。

学校教育課長 続けて、2節学校使用料、1、小学校施設使用料、2、中学校施設使用料は体育館等の学校の施設使用料となる。

生涯学習課長 その下、3節、社会教育使用料の説明1から次のページの説明13については、生涯学習課所管施設の入館料、使用料になる。その下、4節保健体育使用料については、各体育施設の使用料になる。

## 第15款 国庫支出金

### (説明)

学校教育課長 次に、31、32Pをお願いいたします。15款2項7目教育費国庫補助金の1節教育総務費補助金の1、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金については、学校におけるICT推進に係る補助金となる。次に、2節小学校費補助金の1から5まで、例年どおりの内容とはなるが、5の学校保健特別対策事業費補助金については、コロナ対策ということで例年同じような事業があるが、今年度は各学校90万円の事業費に対して2分の1の補助があるものになる。次に、3節中学校費補助金について、こちらも小学校と同様に例年と同じ内容となるが、5番の学校施設環境改善交付金については、荒川中学校と朝日中学校の大規模改修工事に伴う補助金になる。それから、6については先ほどの小学校の5番の説明と同じになる。

生涯学習課長 その下、4節社会教育費補助金の説明1、国宝重要文化財等保存整備費補助金7,744万4,000円については、村上天跡、平林城跡等史跡整備事業の補助金になる。説明2、社会資本整備総合交付金1,139万6,000円については、市指定文化財旧岩間家住宅屋根修繕工事に対する補助金となる。補助率50%だ。説明3、地域文化財総合活用推進事業補助金39万6,000円については、村上市文化財保存活用計画策定に係る補助金となる。説明4、国民のデジタルリテラシー向上事業補助金34万円については、高齢者スマホ教室に係る補助金である。その下、5節保健体育費補助金の説明1、建築物耐震対策緊急促進事業補助金1,296万7,000円については、荒川総合体育館耐震改修工事及び大規模改修工事設計業務のうち、アリーナ耐震補強及び特定天井改修設計に係る補助金である。補助率2分の1だ。説明2、社会資本整備総合交付金110万9,000円については、荒川総合体育館耐震改修工事及び大規模改修工事設計業務のうち、武道場の特定天井改修設計に係る補助金である。補助率3分の1だ。続いて、33、34Pをお開きください。15款3項3目教育費委託金の1節保健体育費委託金の説明1、ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点機能強化事業委託金2,237万2,000円については、令和4年3月30日付、村上市スケートパークがナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設に指定されたことによる国からの委託金となる。

## 第16款 県支出金

### (説明)

学校教育課長 続いて、37、38Pをお願いいたす。16款2項8目教育費県補助金の1節教育総務費補助金だが、1番から4番まで例年の事業と同様の事業の補助金ということになるので、省略いたす。

生涯学習課長 その下、2節社会教育費補助金の説明1、国宝重要文化財等保存整備事業費補助金813万円については、県史跡馬場館跡本復旧事業、ほ場整備に伴う試掘調査等の補助金になる。説明2、子どもを育てる地域の連携促進事業費補助金91万6,000円については、放課後子ども教室事業に伴う補助金で、補助率3分の2である。

学校教育課長 それでは続けて、4項の教育費委託金の1節教育総務費委託金の説明1、新潟っ子スキー体験拡大パイロット事業委託料、こちらも例年どおりだが、3校が予定している。

#### 第17款 財産収入

##### (説明)

生涯学習課長 続いて、39、40Pをお開きください。17款2項2目1節の物品売払収入、説明3、不用物品売払収入7,000円については、図書館古雑誌の売払収入として700冊分の売上げ分を計上してある。

#### 第18款 寄附金

##### (説明)

生涯学習課長 続いて、41、42Pをお開きください。18款1項5目の1節ふるさと納税寄附金の説明2、企業版ふるさと納税寄附金500万円については、スケートボードの聖地「むらかみ」セカンドプロジェクトの寄附金を計上いたした。

#### 第21款 諸収入

##### (説明)

学校教育課長 それでは、次のページ、43、44Pをお願いいたす。21款1項4目の5節教育費貸付金元利収入の1、奨学金貸付金収入と、それから奨学金貸付金収入2の滞納繰越分ということで、今年度見込額を計上している。それでは続けて、47P、48Pをお願いいたす。同じく諸収入の6項雑入の下のほうになるが、9節教育雑入になる。1から7まで学校教育課分となるが、例年同様の内容となっている。

生涯学習課長 その下、説明9から説明12については、ほぼ例年と同規模の予算のため、説明を省略いたす。説明13、各種講座・事業参加料については、令和4年度当初と比較し、52%減の52万円としている。これは令和3年度から取組を開始いたしたミドルスクールの参加料の実績を踏まえて減額としたものである。説明14から説明17については、こちらもほぼ例年と同規模の予算のため説明を省略いたす。説明18、施設光熱水費負担金1,079万円については、令和4年度当初予算の約3倍の額となっているが、こちらは電気料高騰に伴う増となる。説明19については令和4年度当初と同額、説明20については菅谷遺跡発掘調査事業委託金となるが、令和5年度、菅谷遺跡で土砂採取工事を行う計画あり、同工事によって遺跡が消失してしまう前に事前に発掘調査を実施し、記録保存を行う必要がある。市が発掘調査を実施いたすが、本来調査費を負担すべき原因者である事業者から委託金として歳入するものである。

#### 歳入

第13款 分担金及び負担金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第14款 使用料及び手数料

(質 疑)

上村 正朗 ちょっと細かいのだけれども、26Pの右のほうで3節社会教育使用料の8番、教育情報センター使用料についてお聞かせください。教育情報センター使用料、視聴覚ホールとか会議室とかの使用料ということだと思っただけけれども、市民の方からよく話が出るのは、マナボーテに比べて使用料が非常に高いという話を聞くのだけれども、視聴覚ホールはマナボーテにないけれども、会議室なんかの使用料の設定の根拠を、例えば教育情報センターの会議室の使用料は1時から5時までで3,100円、マナボーテのほうだと大会議室でも半日で750円とか中会議室だと500円とか、かなりマナボーテと比べて教育情報センターの会議室は高いと思うのだけれども、その辺の使用料の設定の根拠、根拠といたらおかしいけれども、それをちょっとお聞かせ願えればなと思うのだが。

教育情報センター長 教育情報センターの使用料については、平成6年開館前に参考にした施設が県立の生涯学習推進センターになる。そちらを参考に積算されたものと思われる。情報センターについては、附帯設備として音響とか映像関連の装置が備え付けてあるということ、それから冷暖房料、これも込みの金額設定ということで当初スタートし、合併に伴い、引き続き同じ条例をベースに運用しているということである。

上村 正朗 それで、市民の方から、まずマナボーテを借りに行くのだけれども、マナボーテがまず非常に埋まっていると。しょうがないので、相当何倍もするのだけれども、教育情報センターに行く結構空いている。高いから恐らく空いているのではないかなという気もするのだけれども、その辺特に会議室あたりの使用頻度なんかは、マナボーテと教育情報センターの使用頻度を比較しての検討みたいなことはしたことはあるだろうか。

社会教育推進室長 検討というか、比較については特段していない。ただ、マナボーテについては、旧来の村上地区公民館、こちらを踏襲している施設となっている。ついては、会議のみならず、各種踊りであるとか、そういった団体さんも利用されるということで利用頻度が非常に高くなっているというふうには分析はしている。

上村 正朗 私もマナボーテ、毎月のようにいろんな研修会、学習会で使っているのだけれども、やっぱり非常に教育情報センターのほうの使用料が非常に高く負担だなという気がしている。市民の方からも、よくその話は聞く。条例で決まっているので、そう簡単にはいかないと思うけれども、恐らくマナボーテに比べて使用頻度というのは低いのではないかなと、かなり空いているところが多いのではないかなって気がするので、使用料を低くすることによって使用頻度が高くなって、結果として総収入が増えていけば、それは市にとってもプラスになるのだと思うので、県のセンターと横並びという算定根拠であれば、市が自由にそれは設定できるのだと思うので、4月からどうこうということではないけれども、やっぱり市民の負担ということを考えて、1年かけてちょっと使用料を下げられないのかなというのは検討していただきたいと思うのだけれども、いかがだろうか。

生涯学習課長 まず、では使用実態というのだろうか、利用頻度、利用率、またそれに伴う使用料というところで、ちょっと今後の検討というふうにさせていただきたいと思うので、よろしく願います。

上村 正朗 次のページの28P、4節保健体育使用料なのだけれども、そのうちの4番、スケートパーク使用料、前年に比べて58万円ぐらい使用料が増えるというふうに予算上は見込んでいらっしゃると思うのだけれども、詳しい算定根拠は言わないけれども、こういう理由で増えるのではないかなと思われた理由をちょっとお聞かせいただければと思う。

生涯学習課長 今回予算額上がっているのがスケートパーク、NTC、ナショナルトレーニングセンターということに指定を受けた。なので、ナショナルトレーニングセンターとして利用する使用料がその分上がっていると、100万円程度だろうか、上がっているというような計算になっている。

#### 第15款 国庫支出金

(質 疑)

鈴木いせ子 7番の教育費国庫補助金についての保健体育費の補助金、建築物耐震対策ので、荒川体育館の耐震の予算だということなのだけれども、どの辺をどのようにするのか、ちょっと詳しく教えてください。

生涯学習課長 荒川総合体育館の耐震改修工事と大規模改修工事なのだが、まず耐震改修工事ということで、揺れの力を逃がすための耐震スリットであるとか、あと屋根の鉄骨、骨組みに継ぎ材を足すであるとか、あとはつり天井の撤去と照明のLED化を考えている。あと大規模改修工事ということで、こちら雨漏りをしているので、雨漏り対応の屋根補修、あと外壁のクラック補修、アリーナの床補修、あとガラスウォールの改修ということも中には考えている。細かいことを言うとシャワー室の設置であるとか、あとはバスケットゴールの更新ということも中には入っている改修工事の設計業務委託である。

鈴木いせ子 そうすると、今までいろいろと問題があったようなのだけれども、聞いている問題のほうはやや解決するということか。

生涯学習課長 今回の改修については、利用団体であるとかスポーツクラブのほうにも要望事項を確認をいたした。全てが全て要望事項を解決するわけではないのだけれども、今回の改修工事で酌み取れるものについては、なるだけ改修に合わせて実施をしようということでの内容である。

佐藤 重陽 私も7項の教育費国庫補助金の説明のほうでいくと、小学校と中学校の両方出ているのだが、小学校費補助金、5の学校保健特別対策事業費補助金と、中学校にも6で同じものがあるのだけれども、90万円の2分の1の補助というのは、各学校に対しての90万円に対して2分の1の補助ということになるのだろうかけれども、ハードだとかソフト事業、大体どういうものの事業に対しての補助金的なものになっているのだろうか。使い方がどんな形になっているか。

学校教育課長 これまでもこの事業については例年いろんな名称で国のほうから来ているわけなのだけれども、学校で必要な、例えば今空気清浄機を買ったりだとか、あとサーキュレーターを買ったり、またそれぞれ消毒の用具を買ったり、それから学校によっては、それぞれの学校によって使い道はお任せしているところがあるので、補助金に合うような形でしているの、あとシルバー人材センターの方をお願いしての消毒

作業を行ったりというようなことでこれまで活用している。ただ、令和5年度の事業費については、よりコロナが発生したときの対応に重点を置かれるということになるので、またその辺については、令和5年度については特にそういったものについての対応という部分が若干出てくるように、そういったときの緊急の消毒体制とか、そういったものについての対応ということが重点を置かれてくるというふうな事業内容になっているので、今後その辺を確認しながら、各学校の希望に合わせて執行していくということになる。

佐藤 重陽 そうすると、割と学校としてこれをやりたい、あれをやりたいとあんまり制限もなく、制限もなくというか、制限はあるだろうけれども、自由な使い方ができるなどということはある程度あるわけだね。学校の考え方の中で。

学校教育課長 おっしゃるとおりに学校での状況は環境がそれぞれ違うので、それに合わせたところでの対応を取っているところである。

佐藤 重陽 では、基本的に2分の1補助となっているけれども、残りの2分の1は市として学校、事業を考えると時には市にも相談しながら考えているのだろうけれども、残りの2分の1は市がそれに充てていくと、要するに残りの2分の1を市が面倒見ていくと、こういう形になっているわけだね。

学校教育課長 そのとおりで。残りの2分の1については、今のところ令和5年度分については市での補助ということになる。

高田 晃 1点、同じ教育費国庫補助金の関係で社会教育費補助金、課長の説明で、今武家住宅の改修、嵩岡家の関係のお話したが、もう一回詳しく、すみません、ちょっと聞き漏らしたところもあるかもしれないので。

文化行政推進室長 令和5年度は、旧岩間家の屋根の工事である。

高田 晃 歳出のほうで聞こうかなと思っていたのだけれども、入があつての多分工事、今年度の予算も支出のほうで、これ指定管理料の中に入っているのかな。この国庫補助を今年度ちょっと現場見てきたら、嵩岡家を今やっているのだよね、北側というのだか。あれは今嵩岡家今年度終わって、来年度は岩間家ということで、今文化行政のほうでは年次的にそういう武家住宅のかやぶきの修復計画みたいなのはあるのか。

文化行政推進室長 年度ごとに1棟ずつ予定している。

高田 晃 実はこれ私の知っている方、観光ボランティアやっている方なのだが、若林家住宅、ここも相当かやぶきが古くなっているというか、傷んでいるというか、非常にみすばらしいような状況になっていると。市外から来た観光客を案内したときに、逆に観光客の人が心配して、おい、ここ大丈夫なのだからと、やっぱりかやぶきが傷んでいる、汚れているというふうな声を聞いて、とっても恥ずかしい思いをしたというふうな方がいた。私もその後現場見て、確かに嵩岡家やっているのだが、若林家住宅は今の計画では、分かったらあれだけでも、何年後ぐらいになるのか。

生涯学習課長 今の予定では、令和6年度の実施予定というふうに計画をしている。

高田 晃 今かやぶきは、材料もさることながら、当然市内近郊にはかやぶき職人がいないようだが、その辺でやっぱり若干今かやぶきの修復が遅れているというのは、その辺の理由か。

文化行政推進室長 実際受ける業者さんは市内の業者なのだけれども、職人さんは市外である。ただ、それが原因というよりも、補助金の関係というか、今申した記念公園のものについては、国土交通省の補助金なのだ。ところが、お尋ねにあった若林家は国の重

文なので、文化庁の補助金になる。そちらの関係もある。一応補助金、10年たたないと入れられないのだけれども、ただ若林家住宅は日当たりの関係で、今ご指摘あったようなちょっと劣化が進んでいるので、課長が答弁申したとおり、令和6年度には実施する予定である。

高田 晃 分かった。計画的なものが見えてきたので、安心しているが、ぜひ本当に、観光文化都市と言われる村上市なので、その辺来た観光客の皆さんに不愉快な思いとか心配かけないような修復工事これからやっていってほしいと思う。以上だ。

#### 第16款 県支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 第17款 財産収入

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 第18款 寄附金

(質 疑)

上村 正朗 それでは、42Pの上から3段目、ふるさと納税寄附金の関係で、企業版ふるさと納税寄附金の関係だけれども、令和5年度予算500万円で令和4年度予算も500万円で、2月の常任委員会の閉会中事務調査では210万円、令和4年度収入があるというふう

に聞いたけれども、それはその後変わりないだろうか。

生涯学習課長

上村 正朗 210万円については、営業というか、寄附していただいた契機というか、きっかけのようなものをちょっとお聞かせいただきたいと思う。

スポーツ推進室主幹 今年度については、2件収入がある。1件が医療法人社団創志会TCB東京中央美容外科様で10万円、もう一件が株式会社ダイナム様で200万円となっている。TCB様については、以前1回ご寄附いただいて、改めてまたご寄附の申出があったものになる。ダイナム様については、ダイナム様のほうからプレゼンの要望があって、そちらのほうでプレゼンをいたして、寄附をいただいたものになる。

上村 正朗 スケートボードの聖地「むらかみ」セカンドプロジェクトの中で、令和2年度から令和6年度まで目標3,000万円だったと思うけれども、令和4年度が今のまんまだとすると、私の計算だと1,270万円、あと令和5年度と令和6年度、この3,000万円ってどうしても達成しなくてはいけないというあれではない目標ということになるかと思うのだけれども、令和5年度は成功報酬型の業務委託も考えていらっしゃるようだけれども、その500万円を、相手があることだから、やれる、やれないというのはなかなか難しいと思うのだけれども、その辺500万円の予算達成の見込みというか、計画というか、現時点でのをお聞かせいただければと思うが。

生涯学習課長 委員おっしゃるとおり、令和5年度、成功報酬型の委託ということで考えている。生涯学習課の中では、企業に直接アタックするだとか寄附をお願いするという機会がなかなか出てこないというか、難しい部分があるので、そういうところを専門の業者のほうに、成功報酬は出てくるけれども、お願いをする形で何とか寄附金の収入というところで充てさせてもらいたいというふう考えている。

佐藤 重陽 ちょっと同じところなのだけれども、そもそもが、副市長、これ何で生涯学習課の受持ちになったのかな。最初に副市長でなかったかな、この企業版の説明をするときに、何で教育委員会にこれが所管が回ったのかなってちょっと今不思議に思っているのだけれども。

副 市 長 今のご質問であるけれども、正直ちょっと詳細まで記憶にないのであるけれども、いずれにしても、スケートパークの所管が生涯学習課で所管しているというふうなことがあって、その施設を管理する立場としてこれに取り組んでほしいという、そういう立てつけの下に今お願いしているというふうに受け止めではある。

佐藤 重陽 何となく副市長の言っているのも分かるのだけれども、何にしても営業的なものを求められる部分もあるから、今の生涯学習課の体制の中でそこまでやれるのかなという部分もあるので、言ったように、上村委員からも出ていたけれども、目標3,000万円のふるさと応援企業版だけれども、なかなか今のままだと大変だろうなと思ったものだから、ちょっと改めてなぜ生涯学習課に置くのかというところを聞いてみた。

副 市 長 確かに生涯学習課だけで担当するという、しかも目標達成するには、これ担当課だけではなくて、企画戦略だとか総務、いろいろ外部との接点もあるというふうなところも含めて全庁的に取り組んでいかなければならないものというふうに受け止めてもいるので、教育長共々私も市長にもそういった意識を持って、協力くださる企業に向けて情報発信ができるように努めていきたいというふうに思う。

#### 第21款 諸収入

(質 疑)

上村 正朗 またちょっと細かいところで50Pの教育雑入の12、印刷物等販売収入、生涯学習課、35万4,000円、これは内訳としては何になるだろうか。

生涯学習課長 説明12の印刷物等販売収入でよろしかっただろうか。こちらについては、文芸むらかみであるとか、あとは市展の図録、あとは山元遺跡の報告書であるとか、その辺の印刷物の売払収入ということになる。

上村 正朗 分かった。文芸むらかみについてお聞きしたかったのだけれども、もし今数字をもってすぐ話できるようであれば、文芸むらかみの、令和2年でも令和3年でもいいけれども、この間の売上収入みたいなのが、もし数字があれば。なければ、大体何となく分かるので、大丈夫なのだけれども、もしあればちょっと過去二、三年分でも紹介していただければ。手持ちなければいいけれども。

生涯学習課長 すみません。今手持ちで資料を持っていなかったものだから、後ほどお願いいたします。

小杉分科会長 後ほどでよろしいね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

三田 敏秋 50Pの19番かな、村上市スケートパーク広告収入、多分スケートパークに掲げているパネルだと思うけれども、ちょっとそれ説明していただけるか。1パネル10万円だったっけ。

生涯学習課長 1パネル月1万円で、年間通してだと年間10万円という形になる。現在7社からご協力いただいている、広告を出させていただいている。

三田 敏秋 そうすると、これは今までと同じということで予算計上。

生涯学習課長 単価等については、今までどおりの計算になる。

三田 敏秋 さっきの企業版ふるさと納税もあつたけれども、スケートボードの聖地ということであればちょっと乏しいなと常々行って眺めているのだけれども、月1万円であれ

ば、これは多分市内企業だけにかかわらずだと思っただけけれども、観光とリンクしてあそこにパネルが少ないなと思っただけけれども、さっきもこれも私発言控えようかと思っただけけれども、こういうことに対してトータル的に、佐藤委員だか、これが何で生涯学習課なのだということだけれども、これらの類いのやつってかなり集めると、例えば広報のネーミングとか、そういうものいろいろあると思うので、その辺副市長、入も大事な財源そのものもそうだけれども、皆さんに知ってもらおうということもやっぱり村上市スケートパークもそうだし、食に対してもそうだし、いろんなあれがあって、一般質問でどなたか三条のふるさと納税の件を例題に出して言っていた人もあるけれども、その辺総合的に考えられないかな。その辺ちょっと答弁してください。

副市長

スケートパークはまさに聖地を目指すということで、開設当初からそういったご意見、ご要望をいただいているところである。先ほどの企業版ふるさと納税もそうであるし、この件についても、市長をはじめ私もそうであるし、全庁挙げていろいろ広報し、そして呼びかけもさせていただきながら、多くの企業の皆様方に協力いただけるように今以上に努力をしてまいりたいというふうに思うので、議員の皆様方からもいろいろ情報提供をいただければありがたいというふうに思う。どうぞよろしく願います。

三田 敏秋

三役は相当な影響力持っていると思っただけで、それらも含めて、よそからの知恵もいただきながら、この輝きというか、ただ単に金を集めるというのではなくて、やっぱり村上市という存在感を高めるために努力していただければと思うので、検討してください。

分科会長（小杉武仁君）休憩を宣する。

（午前10時58分）

分科会長（小杉武仁君）再開を宣する。

（午前11時10分）

歳出

第10款 教育費

（説明）

学校教育課長

それでは181、182Pをお願いいたします。10款1項になるが、1目は例年どおりの内容だ。2目事務局費の説明1、教育委員会事務局経費だが、こちらについては昨年度より1,643万円の減額となっているが、その主なものとしては、次のページ、183、184Pになる。説明1の一番下になるが、奨学金返還支援補助金、こちらが昨年度よりも20人ほど減るということで見込んでいる。また、奨学金貸付金についても、継続が約10人、それから新規についても、昨年まで30名ということで見込んでいるが、新規20名ということで見込んでいるので、ここで大きく減額しているものになる。それから、説明3の学校スクールバス等運行経費だが、こちらについては下から2番目、機械器具購入費になるが、令和5年度、2台の新しいスクールバスを購入予定だ。朝日地区のマイクロバスと、山北地区については、ワゴン車タイプの車を購入予定となっている。それでは、めくっていただいて、3目の教育振興費になる。185、186Pになるが、1の学力向上・学習支援経費については、非常勤講師の報酬等になるが、

こちらについては昨年と同じく小学校10名、中学校10名ということで計上している。それから、次のページ進んでいただいて、187、188Pになる。説明以外のところは、ほぼ例年の内容ということなので、省略させていただく。一番下の10、教育ICT推進事業経費のうちの6番目、電算業務委託料ということで845万8,000円、今年度から計上になるが、こちらは令和5年度から本格運用となる校務支援システムの運用等業務委託料、5年間の契約で令和5年度からスタートするものになる。また、その下の機器保守等委託料については、令和4年度に教育ネットワーク基盤を各学校等をつなぐということを行ったので、それが今年度から始まっていて、来年度は12か月分ということで計上したので、この分が増額ということになる。それでは、続いて189、190Pをお願いいたす。12番、外国語指導助手経費になる。外国語指導助手として外国青年を7名招致している。また、外国語指導助手として日本人の方の小学校での教育の助手ということで、昨年度まで4名雇用していたが、今年度各小学校にはそのほかに英語専科ということで専門の教員が配置をされてきているので、その辺との勤務のバランスを考えて、令和5年度は3名ということで予定をしている。一番下の外国青年招致事業負担金については、令和5年度は新たに招致する予定がないことにより、昨年度より大幅の減額となっている。続いて、2項の小学校費になる。1目学校管理費の説明の1、小学校管理経費だが、こちらについてはほぼ例年の内容となるが、中段にある光熱水費になるが、電気料等の値上げ等によって、昨年度よりも大幅な増額ということになっている。続いて、次のページをお願いいたす。191、192P、説明の2、小学校感染症対策等支援事業経費、先ほど歳入で説明いたしたが、各校90万円の事業費により行うものだが、保内小学校については人数が多いので、1校当たり120万円ということになる。そのほかの学校は90万円それぞれの対策に応じた事業を行うということになる。続いて、次のページをお願いする。193、194、2目の教育振興費の説明2になる。小学校就学援助経費になるが、要・準要保護児童就学援助費として令和4年度は途中で補正いたしたけれども、今年度はそれよりも多く的人数を見込んでいる。令和5年度は465名ということの今見込みで積算をしている。また、その下の特別支援教育就学奨励費については、現在の状況から少なくなるのではないかとということを見込んでいて、124名分ということで計上している。次に、3目の学校建設費になる。説明1の小学校施設改修経費、こちらについては、測量設計等委託料については、金屋小学校のフェンスの改修の設計ということになる。工事請負費については、村上小学校の屋上防水工事等の工事を予定している。続いて、3項の中学校費の1目学校管理費について、説明1の中学校管理経費については、小学校と同じく中段にある光熱水費が昨年度よりも大幅増額ということになっている。次、めくっていただいて、195、196Pの説明2、中学校感染症対策等支援事業経費、こちらは小学校と同じ説明になる。続いて、2目になるが、197、198Pのほうに進んでいただいて、説明2の中学校就学援助経費について、こちらについても要・準要保護児童就学援助費については、昨年度より多く的人数ということで、310名ということで見込みを立てて積算している。また、特別支援教育就学奨励費については、ほぼ令和4年度と同数ということの37人ということで積算をしているところである。次の3目学校建設費の中学校施設改修経費については、荒川中学校と朝日中学校のトイレの改修に係る工事請負費ということになる。

生涯学習課長 それでは、生涯学習課所管分について主要事業、施政方針に上げているものを中心

にピックアップをして説明をさせていただく。199、200 Pをお開きください。10款4項3目公民館費の説明1、公民館活動経費についてだが、主要施策にも上げているが、ICTを活用した生涯学習推進のため、令和5年度は令和4年度当初予算と比較し、57万5,000円増の483万8,000円を計上している。主な事業内容といたしては、高齢者スマホ教室事業委託料で40万1,000円を計上させていただいている。高齢者向けスマホ教室は今年度も実施いたしたが、その際のアンケート調査を参考に、令和5年度はより高齢者のニーズに即した内容で各地区5会場で計7回の教室を予定している。高齢者スマホ教室の財源については、先ほど歳入でもお話しさせていただいたが、31、32 Pの説明4、国民のデジタルリテラシー向上事業補助金を活用することとしている。201、202 Pをお開きください。図書館費の説明3、図書館ネットワーク等経費についてだが、現在使用している図書館ネットワークシステムのリース契約及び保守契約が令和5年10月末で終了することから、令和5年度図書館ネットワークシステムを更新し、デジタル化に対応した利便性の高いサービスの提供と安定した稼働を目指す取組を行うための予算を計上させていただいた。具体的には機器保守等委託料でセキュリティ強化対策のため、令和4年度当初予算と比較し305万2,000円増の962万1,000円を、図書館ネットワークシステムリース料では、図書館ネットワークシステム更新に伴う機器類の入替えて243万2,000円増の1,716万2,000円を計上いたした。今回のシステム更新によりシステムセキュリティの向上を図るほか、図書館利用者カードとマイナンバーカードの連携を行い、マイナンバーカードで図書の貸出しを行うことができるようにするほか、スマートフォンで利用者カードのバーコードを表示することで貸出し、予約や利用者カードの更新などができるようになり、利便性の向上が図られるものと考えている。続いて、5目文化財保護費の説明1、文化財保護経費の地域計画策定協議会委員報酬6万4,000円については、令和8年度から10年間の地域計画を令和5年度から令和7年度の3か年をかけて策定するための委員報酬となる。委員は10人で、令和5年度は協議会1回を開催する予定としている。続いて、203、204 Pをお開きください。説明欄中段のちょっと上になるだろうか、北前船日本遺産広報業務委託料の100万円と、中段の北前船日本遺産推進協議会負担金の50万円についてだが、北前船日本遺産推進協議会でやっている取組に参加し、令和6年度の日本遺産の追加認定を目指し、市内に残る北前船関連文化遺産を活用した広域交流、地域活性化を図りたいと考えている。北前船日本遺産広報業務委託料及び北前船日本遺産協議会負担金については、日本遺産に追加認定された際に生じる経費として計上させていただいた。また、北前船日本遺産広報業務委託料の下になるが、運搬業務委託料350万円については、文化財を収蔵している旧門前谷保育園及び旧神納中学校の老朽化が著しいことから、新たな収蔵場所として旧三面小学校を活用することとし、そのための文化財の移設のための経費を計上させていただいた。続いて、205、206 Pをお開きください。説明4、伝統的建造物群保存事業経費についてだが、令和4年末までに伝統的建造物群保存地区の指定を行い、令和5年度当初に文化庁に対し、重要伝統的建造物群保存地区の選定を申出する予定としていた。今年度4月10日に第1回の伝統的建造物群保存地区保存活用審議会を開催し、制度の概要と取組内容、また指定範囲についての説明を行ったが、この第1回の審議会で出された意見を踏まえ、審議会の学識経験者の方々とさらに協議を重ね、またそれを各委員にもフィードバックし、共通認識を進めてきたところである。同時に県、文化庁との協議も行ってきたが、文化庁の伝

統的建造物群の考え方と市で考えている歴史的まちづくりの考え方に違いがあり、協議が難航しているために、今年度予定していた住民説明会や意向把握までには至っていないような状況である。令和5年度、引き続き重要伝統的建造物群保存地区の選定に向け取り組んでいくこととし、審議会委員報酬等に係る経費を計上させていただいた。続いて、211、212Pをお開きください。説明4、ナショナルトレーニングセンター経費の2,237万4,000円についてだが、令和4年度はナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設の指定を受けた初年度であったことから、6月定例会に補正をお願いし、8月に文化庁と契約、今年度8か月間の事業を実施してきている。令和5年度は4月に契約し、1年間事業を実施することになるので、その分の経費の増である。予算書33、34Pのナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点機能強化事業委託金が財源となる。続いて、213、214Pをお開きください。2目保健体育施設費の説明1、体育施設経費についてだが、令和4年度当初予算と比較し、1億8,551万円増の4億5,520万2,000円を計上させていただいた。令和5年度荒川総合体育館の耐震大規模改修工事、荒川多目的グラウンドの人工芝化に伴う測量設計等委託料、神林総合体育館の屋根改修工事に伴う工事請負費が主な要因である。測量設計等委託料の主なものとしたしては、荒川総合体育館の耐震大規模改修の実設計業務、荒川多目的グラウンド人工芝化改修工事基本設計業務、神林総合体育館アリーナ屋根改修工事監理業務、同じく神林総合体育館の手すり改修工事の実設計業務で4,723万円を、工事請負費の主なものとしたしては、神林総合体育館アリーナ屋根改修工事、同じく神林総合体育館手すり改修工事で1億5,570万5,000円を計上させていただいた。荒川総合体育館については、平成27年度に実施した耐震診断の結果、・体そのものは丈夫であるということから、建て替えではなく、耐震補強工事を行うものだ。併せて、築47年が経過し、施設に求められる機能も時代とともに変化してきていることから、単に耐震補強をするだけでなく、機能や性能を引き上げたいというふうに考えている。スケジュールとしたしては、令和5年度実施設計、令和6年度、令和7年度工事を予定している。なお、今年度行う実施設計の財源については、先ほど歳入でのご説明のとおりである。また、荒川多目的グラウンドの人工芝化については、平成26年5月8日付で村上市サッカー協会から約8,000人の署名を添えて、正式な大会ができる人工芝グラウンドの建設に係る要望書の提出を受け、また令和4年度からの5か年計画である第2期村上市スポーツ施設整備計画では、各地域にある多目的グラウンドから1施設をサッカーやグラウンドゴルフなどで利用可能な人工芝グラウンドを設置した施設整備を検討することとしているので、これまでの間、整備の必要性や整備場所、整備内容等について、庁内、サッカー協会等と検討、協議を重ねてきたところである。新発田市から県北にはない人工芝化されたサッカー場を市内外からの交通アクセスの利便性のよい荒川地域に整備することで、これまで他市で行われていた大会が村上市にも誘致でき、地域の活性化、交流人口の増につながることで、またサッカーのみならず、グラウンドゴルフ、フットサル、さらには健康づくりなどの各種イベントなど、多目的な利用が可能となることから、このたび整備に向けて取組を進めるものである。整備内容としたしては、土の混入を防ぎ、施設の有効利用を図るため、全面を人工芝化し、社会人用2面、ジュニア用4面のサッカー場を整備する予定としている。また、照明設備を設置し、夜間の利用にも対応したいというふうに考えている。スケジュールとしたしては、令和5年度基本設計を行い、令和6年度に実施設計の後、令和6年

度から令和7年度に工事を行う予定としている。全体事業費は、基本設計業務委託料、実施設計業務委託料、工事費、管理業務委託料、トータルで約7億1,000万円ほどを予定している。また、工事費の財源としてスポーツ振興くじを充てることとしている。続いて、説明2、村上市スケートパーク経費についてだが、215、216Pをお開きください。説明欄の上から2行目、企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託料75万円だが、スケートボードの聖地「むらかみ」に向けた事業を推進するため、企業版ふるさと納税の寄附を効果的、効率的に獲得することを目的に成功報酬型の外部委託を行うものだ。スケートパーク経費の一番下、全国スケートボード施設連絡協議会負担金1万9,000円については、昨年11月26日に設立をした全国スケートボード施設連絡協議会の負担金となるが、令和5年度事業に係る経費を構成している16自治体で案分した経費となる。令和5年度については、全国市長会に合わせて総会を実施するほか、協議会、ホームページ開設に向けた各施設の資料収集、施設運営及び維持管理における情報共有として、安全管理、事故防止マニュアル等の整備状況や課題把握、また国、関係機関への要望事項の整理などを行う予定としている。

学校教育課長

続けて、3目学校給食費になる。説明1の学校給食経費の下から3番目と2番目、学校給食費負担軽減事業助成金、そして学校給食費多子世帯軽減助成金、こちらの2事業については、令和4年度中に補正によって事業を実施したものになるが、令和5年度継続して実施したいということで計上してある。次のページ、217、218Pお願いいたします。説明2の学校給食施設経費だが、測量設計業務委託については、保内共同調理場の空調設備の更新に係る設計を予定している。また、工事請負費については、主なものとしては給食用のエレベーターの改修工事ということで、金屋小、村上第一中学校、東中学校ということで、今のところは予定しているところである。以上だ。

#### 第11款 災害復旧費

(説明)

生涯学習課長

11款3項1目、説明1、8.3大雨災害指定文化財災害復旧費についてだが、昨年8月3日からの大雨による災害で被災した国史跡平林城跡及び県史跡馬場館跡の復旧工事になる。測量設計等委託料で1,631万3,000円、工事請負費で6,296万4,000円を計上いたした。財源については、先ほど歳入でご説明させていただいたとおりになる。以上だ。

#### 第3条「第3表 債務負担行為」

(説明)

学校教育課長

では、8Pをお願いいたします。第3表、債務負担行為だけれども、学校教育課関係は中段やや下のスクールバス運転業務委託料それからスクールバス通学業務委託料、小学校健康診断業務委託料、中学校健康診断業務委託料、それから下のほうの3つ、学校給食運搬車運転業務委託料等給食関係のものということになるが、年度当初からの事業となるので、債務負担行為でお願いするものになる。

生涯学習課長

下から5行目、笹川流れマラソン大会負担金についてだが、令和6年度実施の第36回大会の負担金となる。4月早々に実施予定であり、令和5年度から大会に向けた準備に入ることから、債務負担をお願いするものである。その下、スポーツ活動支援

バス補助金についてだが、これは荒川、神林、朝日、山北地域のスポーツ活動支援のバスのリース料に対する補助金となる。令和5年度中にリース更新となることから、債務負担をお願いするものである。以上だ。

歳出

第10款 教育費

(質 疑)

上村 正朗 幾つかあるのだけれども、取りあえず184Pの一番上のほう、教育総務費の一番上の教育委員会事務局経費の中の奨学金の関係だけれども、もう一度、すみません、聞き漏らしていたのだけれども、昨年と比べてどのくらい予算減ったのだったっけ。

学校教育課長 奨学金の貸付金については、予算額で昨年度よりも1,560万円減額で計上している。  
上村 正朗 それで、今のところを去年の9月の決算でもちょっと話をしたのだけれども、給付型が非常に増えた関係もあって、なかなか貸付型の、返済型の奨学金の需要、ニーズそのものが減っているのではないかということも話をさせていただいて、ただやっぱりいろんな生活福祉資金とか、国の制度でどうしても救えない谷間のところもあるのではないかという、市としてはそこをターゲットにすべきではないかみたいな話もした覚えがあるのだが、その辺ニーズが少ないから予算を減らすってのも一つの考え方だろうけれども、本当に困っている市民がいたら、そこをターゲットにして制度の見直しを考えるとというのも私は行政の在り方だと思うのだが、その辺の検討というのはされたのだろうか。

学校教育課長 それについては、今、この間一般質問の答弁でもあったが、国のほうでも本当に困っていらっしゃる所得の低い方については給付型のも整備されてきているし、学費の免除という制度もできてきている。そういった中で市のほうでどういったふうな制度が必要なのかどうかということも含めて、今年度替わりのときに各今現在奨学金を受けている方に通知をする機会があるので、その方々にアンケートを取りながら、そういったものが、制度のもっと拡充が必要なのかどうかということも含めてそういったものを取りながら、今検討を進めていくことの予定をしている。

教 育 長 今課長の答えにあったように、日本学生支援機構の奨学金、非常に充実しているので、大変なご家庭の方はそちらの給付型の奨学金、活用することができる。そういうこともあって、それから支援機構の奨学金のお知らせが高校側にお知らせするのが非常に早い時期なのだ。村上市の奨学金の広報、かなり遅れているので、情報発信の仕方も、これは今後検討していかねばならないと思うのだけれども、本市には奨学金返還支援補助金という制度もあるので、そのお知らせも一緒にできればいいのだが、なかなかそういうわけにも、財政の面で一緒にお知らせするということができにくいものだから、本市の奨学金の魅力の在り方の発信はもう少し考えていかねばならないことだと思っている。

上村 正朗 今のところはぜひ谷間というか、3,400万円という非常にボリュームもある予算だと思うので、本当に真に必要としている市民、どこをターゲットにするのかぜひ考えていただきたいなと、検討していただきたいなと思う。続けて、194Pで小学校と中学校にまたがるのだけれども、要・準要保護児童就学援助費、非常に予算的にも大幅に拡充、使いやすくなっているのかな、大変な世帯の保護者の生活も大変になっているのかなと思うのだが、予算的には非常に増やしていただいて、大変ありがとうございました。それで、令和5年度からの部活動の地域移行も非常にこれから進

めていこうという中で、まだ、一般質問でもあったけれども、部活動の地域移行でもししたら保護者の負担も増えていくのではないかというちょっと懸念もあるものだから、就学援助の関係、中学校の場合でいうとクラブ活動費の対象にしていくような検討も、これも新年度になろうかと思うけれども、ぜひ検討していただきたいなと思うのだが、その辺はよろしいだろうか。

教育長 一般質問でもお答えしたとおり、中学校クラブ、部活動の地域移行の在り方も含めた中で、就学援助費の中学校のクラブ活動費を盛り込むことができるのかということも併せて検討してまいりたいと思っている。

上村 正朗 取りあえずもう一個でちょっと休むけれども、196P、第10款3項2目教育振興費の説明欄の1で、中学校の教材等整備経費で今年度が600万円、図書購入費も含めて昨年が770万円だったので、減少率としては非常に高いかな。昨年770万円が170万円減って600万円になっているので、その辺中学校の指導をしていく上での何か支障がないのか、保護者の負担が増えたりすることはないと思うけれども、どうも教育用備品であったり、消耗品費であったり図書購入費額が減るものだから、その辺大丈夫なのかなって数字を見て心配になったのだが、その辺いかがだろうか。

学校教育課長 こちらのことは、現実問題としてなかなか厳しい予算の中でどこをどうするかということで、ここに若干しわ寄せがいったかなということはあるのが現実であるけれども、そういったふうな子どもたち、また家庭には直接的なしわ寄せがいかないようには取り組んでいきたいというふうに考えている。

高田 晃 皆さんないようなので、関連があつてあれだが、184P、奨学金の話は今出たが、奨学金の返還支援補助金、教育長とも何回かお話ししてきた件だが、市民の声があるということで、やっぱり公の場でちょっともう一回議論をさせていただきたいなと思うが、この奨学金の返還補助制度、今年度688万9,000円予算化されている。今現在この補助を受けている方が何人ぐらいいるものか。

学校教育課長 今現在、今年申請をして受けた方は70名ということだったと思う。ちょっと今確認いたす。令和4年度に受けた方は77名になる。

高田 晃 令和4年度は77人だが、いわゆる補助を受けている方の中で、例えば当然滞納したり、あるいは返還金が達成できなかったという方も結構いるものか。

学校教育課長 こちらのほうで今把握できている状況においては、数名は確かにいらっしゃる状況だ。ただ、もう確実に長年滞納状況にある方については難しいが、例えばたまたま昨年若干の滞納があつた方については、該当事由として地元に戻っていらっしゃるということがあれば、そういったことでその方に直接ご連絡しながら、こういった制度もあるので、昨年の分を返さないかというふうな働きかけはこちらでも実施しているところである。

高田 晃 滞納なさっている方には何らかの形でいわゆる納入のお願い、返還のお願いとか、そういう通知みたいなのはするものか。

学校教育課長 定期的に、期限を過ぎた方には当然ある程度の日数を置いた時点で通知をさせていただき、それが何か月もあつた場合には直接電話したりというようなことで状況も確認しながら、いつ頃納めていただけるのかということについては、担当のほうで小まめにやらせていただいている。

高田 晃 その際に、例えば最初は何か通知が行くのだろうけれども、この制度に返還の猶予の制度もあるよね。何らかの理由で該当事項に当てはまれば猶予するよというふうな制度があるのだが、それについての説明みたいなのも通知の段階、あるいは個別

- の説明の段階でも当然しているのか。
- 学校教育課長 それはその方とのお話の中で、どういう状況で納められないかということについては担当のほうでも聞き取りをしているし、その中でそういった事案に該当するようであれば、そういったお話も進めさせていただく。
- 高田 晃 猶予をされた方、あるいは滞納された方も該当になるのだろうけれども、年10万円、5年間で50万円という、それは当然該当しないよね。しないので、その年はいわゆる5年のうちに当然カウントされてしまうと。それが2年続けば、あと自分が補助返還を受けられるのが3年になってしまうというふうな形になるのだが、それでいいのか。
- 学校教育課長 先ほども申し上げたが、過去の何年か前のことまでって言われると、そのとおりにやっていたかどうかということはちょっと確認は取れないのだが、近年だと、こういった制度があるので、今納めれば10万円なり金額がお支払いできるから、どうだということのお話はさせていただいていると思う。ただ、それでもその方に、こちらに住んでいらっしやっただけけれども、最初の年から5年目ということになるので、最初もらって、途中の中間のところまでそういった状況が生じて、2年ぐらい補助を受けられないときがあると、結局3年分しかお支払いはできない、補助対象にはならないということになる。
- 高田 晃 教育長、最後に、これもお願いした件だが、申請時から5年と、いわゆる期間が申請時からスタートして5年連続というのがやっぱり条例にあるのだ。これもほかの市町村でも同じような条例内容になっているのだけれども、今言ったように猶予された年、あるいは滞納していわゆる返還できなかった年、これがどうしてもこの5年の中にカウントされてしまうと、いや、コロナで収入が減ったのか、あるいは自分の仕事の都合で、病気とかそういうのは猶予の対象になるからあれだが、それで2万円、3万円の奨学金の返還が滞ったと、できないというふうなことで困っているUターン就職者あるいはIターン就職者がいるという、やっぱりその5年の中にそれを含めてしまうと、あと2年返還猶予、滞納していれば、もう3年しかももらえないと。3年滞納していれば、2年しかももらえないというのを何とかうまく延ばす、実質5回とか、返還補助が1人5回とかというふうなものにはなれないものか。いわゆる就労者、返還者の救済措置として。
- 教 育 長 その件については学校教育課内でも話し合ったのだけれども、なかなか条例を改正して、このコロナ禍、物価高騰の時期に大変な利用者、ご家庭もあるとは思っているけれども、当初の5年連続の中で5回を利用していただけるような制度を維持させてもらいたいなと話し合ったところだ。
- 高田 晃 教育委員会内部での協議をしたという結果なので、その辺副市長に振るのも何だけれども、市のほうでもいろいろ学生支援をしたり、あるいは地元企業に就職のためのUターンのあっせんをしたり、いわゆる人口減少を解消する一つの手段として学生を地元に戻ってきていると。その戻ってきた、就職した学生がやっぱりいろいろ個々の問題があって、なかなか返還ができないというふうな部分について、今教育委員会に話ししたことをまた市のほうでもちょっと別な角度から検討していただければありがたいなというふうに思う。
- 副 市 長 コロナ禍という特別なというか、特殊な事情もあったというふうにも受け止められるし、特に市外に出て勉学に励んでいる学生の皆さん方には、ふるさと応援便というふうな形で、いつかこのふるさとに戻ってきてほしいという、そんな思いも込め

て支援もさせていただいているところである。結果として戻ってこられて職に就かれると、それでもいろんな事情があって、なかなか難しいというところもおありだろう。今教育委員会でも十分検討したという話もさせていただいたけれども、委員がご指摘のように、もう少し広くいろんな意味でどうあるべきなのかということについては、改めて検討させていただければというふうに思う。

山田 勉 212Pのナショナルトレーニングセンター経費というのを内容的にちょっと教えてくれないか。

小杉分科会長 山田委員、もう一度質疑をお願いします。マイクをお願いします。マイクを近づけて。

山田 勉 ナショナルトレーニングセンター経費（生涯学習課）ということで、内容を教えてくれないか。

スポーツ推進室主幹 ナショナルトレーニングセンターは、毎月第1、第2土日の午前9時から12時半まで施設を貸切りにいたして、強化指定選手の指定をされている人たちがトレーニングをする。トレーニングの内容については、足裏センサーとか動作解析アプリという映像分析をはじめ、バーチカルという屋外に設置されているジャンプをする施設になるのだが、そちらのほうにスポンジマットやバグマットという柔らかい、落ちててもけがをしないマットを使用して、技のトレーニング等を行う。以上となる。

山田 勉 大体何人ぐらい見込んでいるのか。

スポーツ推進室係長 人数については、全体で45名ほどが利用できる選手ということで登録されていて、ストリートのほうが21名、男子10名、女子11名、パーク種目のほうが24名、男子が10名、女子が14名というところで、合計45名の利用対象者数となっている。

山田 勉 この予算で足りるのか。結構人数いっぱいいるみたいだから。

生涯学習課長 今強化指定選手の人数については申し上げたところなのだけれども、全員が全員毎週第1、第2土日に来ているというわけではないので、なのでこの歳出予算については妥当なものというふうに判断している。

山田 勉 もう一つ、荒川の総合体育館の耐震の関係で、間違いなく使えるということであるが、5年、10年たったら、また再度やるのか。何年に1回とかあるのか。

生涯学習課長 今回の改修については、国の補助金を活用させていただいて改修をするわけなのだけれども、その改修の大前提といたしては、今後10年間使えるような施設ということでの改修内容が条件というふうになっているので、少なくとも10年はもたせようというふうに考えている。

山田 勉 そうすると、10年以降はもう一回耐震をやるということか。

生涯学習課長 そういうことではない。これからの使用頻度であるとか使用方法によってまた変わってくるかと思うが、あくまでも少なくともというところで、軽微な補修についてはその都度、その都度行っていきいたいと思うが、大規模改修としては10年以上はもたせようというふうに考えている。

上村 正朗 お昼が近いので気になるけれども、幾つかをお願いします。200Pで上の説明欄、上のほう、一つ、3の青少年健全育成センターなのだけれども、センターの業務内容をまずざっくりお聞かせください。

社会教育推進室長 青少年健全育成センターについては、マナボーテ村上内、私どもの事務所内に設置している。センター長は生涯学習課長を兼務、専任指導員として会計年度任用職員が1名、サポートとして私どもの一般職員1名と私がついている。業務内容としては、青少年健全育成県民会議並びに村上市における青少年健全育成市民会議、こちらの統括の取りまとめ、あとは村上地区の青少年健全育成会の外郭団体事務を

執り行っている。また、市内に委嘱している育成委員のパトロール等、こちらのほうについても取りまとめをして、また各種研修会とかへの参加、そういったもののご案内等々をさせていただいている。

上村 正朗 そうすると、各種の団体の調整みたいな感じもするのだけれども、私前の一般質問でもちょっと質問をしたことがあるのだが、例えば高校を中退した方で、そうすると担当する部署が教育委員会にも市長部局にもないということで、高校期以降の子どもたちに対する支援体制がなかなかないのかなと思うのだけれども、青少年健全育成センターがそういう役割を果たすような感じではどうもなさそうなのだけれども、どこがというような何かお考えというのはあるだろうか。教育長だろうか。

教 育 長 確かにおっしゃるとおり、ここの健全育成センターがそのような業務を担っているとは言えないと思っている。福祉課の総合相談窓口を通じて、必要なところにそういう支援の働きかけをお願いすることになってくるのではないかなと思っている。

上村 正朗 そこを私一般質問で質問してもう一、二年たっていると思うけれども、窓口は福祉では私はないと思うので、どちらかというところ子若、こども課が事務局やっている子ども・若者の育成のほうなのかなと思うので、そこをあんまり検討されていないような気がするのだけれども、ぜひそこは検討していただきたいと思うが、いかがだろうか。

教 育 長 本当にそういう困っている方が実際に役に立つことができるような支援のシステムをつくっていかねばならないと思っているので、利用しやすい、分かりやすいシステムを心がけていけるように検討してまいる。

上村 正朗 続いて、その下、4、文化芸術振興経費の中で文芸誌の作成謝礼とか印刷製本費、これ文芸むらかみの出版も入っていると思うのだけれども、その辺ざっくり文芸むらかみで大体どのくらい印刷製本にかかっているのか教えていただきたいと思う。

生涯学習課長 文化芸術振興費の印刷製本費のお尋ねだけれども、文芸むらかみで500冊分を予定して計上している。そのほかに市民合唱のつどいのポスターであるとか、市展のカタログというところが含まれている。

小杉分科会長 ここで昼食休憩となるけれども、引き続き進めさせていただいてもよろしいだろうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

小杉分科会長 理事者のほうは。

(「はい」と呼ぶ者あり)

小杉分科会長 それでは、どうぞ。

上村 正朗 すみません。そんなにかからないので、申し訳ない。ということで、500冊だよ。500冊で恐らく毎年相当売れ残っているというところだけれども、販売して、在庫が残っていると思うのだけれども、販売というか、普及するための方策なんかはどのように考えているだろうか。

生涯学習課長 まずは、先ほどの上村委員さんのほうからお尋ねのあった文芸むらかみの購入部数というところで回答させていただきたいと思う。令和4年度、今年度だけれども、今日現在189冊、金額にして13万1,500円の計上である。令和3年度、昨年度になると、194冊の15万9,000円というところでの売上げだった。では、方策というところで。

社会教育推進室長 今ほど課長からあった令和4年度、令和3年度、この比較の中で冊数に対して売上げが金額として減っている。私どもの方策はこの中に含まれている。令和3年

度までは、投稿者については1冊まで500円で頒布させていただいた。投稿者以外の方については、1冊1,000円ということで頒布させていただいた。今後頒布部数というか、PRをしていこうということで、令和4年から投稿者については2冊まで500円で購入可能というふうな形を取らせていただいた。一時的に頒布部数に比して金額が落ちるような形になるが、より多くの方に知っていただくということでこのような方策を取っている。また、投稿に際しては、ここ数年、ちょっとすみません、記憶がたしかではないのだが、たしか2年、3年前なのだけれども、若い方にも投稿していただくということで、メールを使って、手書きではなくワードソフト、そちらのほうを使って投稿していただくということで今徐々に広めている。以上だ。

上村 正朗 了解だ。ぜひそれも頑張っていたきたいと思うけれども、私思うには、ちょっと朗読の会をやる、やらないという話も一時出たと思うのだけれども、そういう取組が非常に私は大事だと思うので、文芸むらかみの朗読、読者を中心とした朗読の会なんかをやりながら、やっぱり文芸愛好家の組織づくりをしっかりとサポートして、100人でも200人でもそういう村上市の中に文芸を愛好する人たちの組織をつくっていけば、そこが結局文芸むらかみの周知とか販売も担っていただけたと思うのだけれども、結構市民がいろんな団体、村上也非常に盛んにやっていると思うのだけれども、そういう団体が今のところないのかな、ちょっと弱いのかなと思うのだけれども、そこを市が全部やるのではなくて、そういう市民の自主的な組織を立ち上げる支援をしていくみたいな方向でぜひサポートしていただければなと思うのだけれども、その辺いかがだろうか。

社会教育推進室長 ご提案いただいた件については、今後文芸むらかみの編集委員会等でご提案させていただいて、ぜひとも公民館事業の一環として取り組んでいきたいと思う。

上村 正朗 ぜひお願いしたいと思う。私もお手伝いしたいと思うので、ぜひ今の方向で。それと、すみません、202P。ちょっと急がせていただく。図書館費で、1の中央図書館費の関係なのだが、これずっと見させていただくと、司書の報酬という形でずっと出ているのだ。ということは、正職員ではない方が司書をやっている。正職員でたまたま司書の資格を持っている方が司書業務をやっているということもお聞きしているけれども、それ以外はほとんど全て臨時職員で、合併前は正規で司書を採用したこともあるみたいだけれども、合併後はみんな今でいう会計年度任用職員ということなのだが、正規採用しないというのは、これは副市長のほうがいいのだろうか、司書の正規職員化とかというのは、検討、教育長でもいいけれども、俎上に上っていないのだろうか。

生涯学習課長 図書館司書の正規職員ということだと思うのだけれども、ご存じのとおり定員適正化計画、ましてや専門職ということになると、なかなか雇用というところが実際難しいのかなという気はいたす。それで、では会計年度任用職員さんの司書がいいのかという話になると、またそれはそれというふうには思うけれども、やはり第一義的には定員適正化計画に基づく配置と人数というふうになるかと思う。

上村 正朗 課長が答弁するとなるとそういう答弁になると思うので、それで副市長に振っていたのだけれども、そこはなかなか難しいということで分かった。今会計年度任用職員の時給、図書館の場合は幾らになるか。951円とお聞きしたような気もするのだけれども、それでよろしいだろうか。

生涯学習課長 図書館のほうで採用させていただいている図書館司書については、日給を採用させ

ていただいている、月額7,322円というふうになっている。

(「時給で」と呼ぶ者あり)

生涯学習課長 時給単価の方だと1時間当たり976円というふうになっている。

上村 正朗 976円だね。そうすると、大体年収が160万円ぐらい。そこから社会保険料、税金払って、果たしてそれで生活ができるのか非常に厳しい。聞くところによると、10年以上ずっと臨時で働いていらっしゃる方もいらっしゃるという話なので、なかなか正規化が難しいにしても、他市町村に比べて劣らない時給とか、やっぱり労働条件というのが、特に人口減少対策というのが重要視されている村上市なので、ぜひ労働条件アップに向けて、改善に向けての取組を進めていただきたいというふうにする。これは答弁要らない。

副市長 先ほどご指名いただいたので、お答えできず申し訳なかったけれども、そういったご意見があるということはしっかりと受け止めさせていただきたいと思う。確かに市民がいろんな知識、教養を高めるための大事な図書館ということも言えるかというふうにするので、今のご意見をしっかりと受け止めさせていただきたいというふうにする。

上村 正朗 ではもう幾つか、あと2番目の図書購入費の関係なのだけれども、2番目というか、2番目ではない。図書購入費あったよね。図書購入費が令和5年度が地区図書館と中央図書館を含めて790万円か、令和4年度は850万円が令和5年度790万円で、60万円減らされた。この辺の理由は何かあれなのだろうか。

生涯学習課長 今ほどの件については、先ほど学校教育課長のほうからも答弁あったとおりで、なかなか財政的に難しいという中で、どうしても少しずつどこかにはしわ寄せが来ての今のこの金額になっているかと思う。

上村 正朗 それで、私はやっぱり図書館の運営の中で一番大事なのは充実した図書だと思うので、図書購入費というのは一番触ってはいけない、触ってはいけないというのはおかしいけれども、一番大事なところだというふうにする。令和3年度の数字だけれども、図書購入費、三条市が1,700万円、柏崎市が1,227万4,000円、人口が3万5,000ぐらいの小千谷市が810万円、見附市が、これも3万人ちょっとだけれども、800万円、私どもと人口が大体同じ南魚沼市が1,080万円ということで、やはり図書館の充実というところで、村上市はどこを目指していくのか。何となく前年と同じような予算を継続して行って、苦しければそれを減らすということなのか、それとも県内でもそれこそ輝く図書館をつくっていく、そこはしっかりと大事にしていこうという私は立場に立つべきではないかなと思うのだけれども、その辺教育長、県内の市町村との比較なんかもして、今の村上の図書館の状況、特に図書の蔵書の充実度というところから見ていかがだろうか。

教育長 今委員から他市の状況をお聞きしたので、また今後村上市の充実を考えて、ここは検討していかなければならないことだと私は思う。今後検討してまいる。

生涯学習課長 先ほどの件で、1人当たりの購入費で割り返してみたときなのだけれども、一番多いところで刈羽村さんが一番多い金額になっている、刈羽村さんが1人当たり872円というふうになっている。それに対して、村上市が151円ということなので、かなりこれからすると低い金額にはなってくるかなと思う。今回今年度、確かにもともと少ない、少ないって言ったならあれなのだけれども、購入費をさらに令和5年度は下がっているけれども、今年度については、図書購入費ということよりはシステム更新というところで、図書館を利用されている方の利便性を向上したいということ

で予算を組み立てたものになるので、その分ちょっと考慮をさせていただいたような金額になってしまっているかなというふうに思う。

上村 正朗 あとでは2点ほど、216Pの学校給食費の関係だ。学校給食経費の中で、学校給食用自主流通米負担金など地産地消の取組進めていただいているなどと思うのだけれども、今回の予算でそのほかに地元食材の利用促進の取組に係る予算というのは、どこか盛り込まれているのだろうか。

学校教育課長 特に今年度新たに設けたものはない。

上村 正朗 農林水産課のほうでまとめた計画の中で、地元食材の割合を増やしていくという指標も出ていたように思うのだが、私去年だったか、おとしだか、学校教育課さんのほうにお伺いしたときに、購入金額では押さえていないという話を聞いてびっくりしたのだけれども、100万円例えば買った中で地元食材が50万円と市外が50万円とか、そういう金額で地元食材の割合を押さえなくて、食材の種類で押さえているという把握の方法が、私は金額で押さえないと駄目なのではないかなという話はそのときさせていただいたと思うのだけれども、それはやはり相変わらず金額ではなかなか押さえられないものなのだろうか。

学校教育課長 これまでそういった統計しか取っていなかったもので、これから改めて過去の分を取るとするのは非常に膨大な労力を各調理場のほうにおかけいたすので、学校教育課としてもちょっとできないところであるが、今後今入れてあるシステム等を利用しながら、そういうことはできないかということについては検討はしているところである。また、農林水産課でなくて、今観光の食材の魅力の発信のところのほうでそういった地元食材の活用、学校給食への活用等も含めた中での今後どうするかということでコーディネーターをお願いして検討していくというようなことで、そちらのほうでは学校教育課のほうでも参加させていただいているので、来年度以降またそういった取組がいろいろと出てくるのではないかなというふうに考えている。

上村 正朗 過去の統計を取り直せなんて一言も言っていないので、これから割合を増やすというときに、それは地元から幾ら買っているのだという、その数字が把握できていないでは、それは私は勝負にならないと思うので、そこをやっぱりしっかり、それこそDXの時代なので、まずしっかり数値の把握からなのではないかなと思うので、そこはひとつお願いしたいと思う。それと、もう一つ、前回の9月の決算のときにも話をしたけれども、この予算書を見ると、2億数千万円、保護者から集めている給食費が一切予算に出ていないので、そこはやはり公会計化、文部科学省も県も公会計化で、給食費が幾ら収入があって、幾ら支出したかというのをこの予算書に載せるべきだというのは国も県も言っていると思うのだけれども、その辺市はどういうスケジュールで検討するのか、検討すべきではないかというお話を、教育長からは今年度中にそれはお示しをすると、早ければ年内にお示ししたいという話だったかと思うのだけれども、その辺のスケジュール、この4月からはもちろん無理なのは分かっているけれども、その辺は検討の結果はいかなるものだろうか。

学校教育課長 学校の給食の公会計化ということは、文部科学省でも盛んに取り組むようにということで進められているが、大きなものとしては学校の働き方改革ということが主たるものであるのだろうなというふうに私どもは捉えている。そういったところで、学校側とも話はしている中において、公会計化については様々な、市のほうで今後給食費を集めるとなると、システム改修だとか、いろんなものの非常に経費もかかってくるし、それに対する人的体制が取れるかということもあるが、できれば来年

度、給食を市の会計とするということの条例化をする中で、当面は学校で集めていただく、支払いのほうは市からするというような体制が取れないかということで今検討を進めていて、それが順調にいろんなものをクリアできるようであれば、令和6年度はそういう形で取り組みたいということの今方針で動いているところである。

上村 正朗 では、確認だが、令和5年度に検討して、うまく整理できれば令和6年度から公会計化がスタートする計画だということで承知してよろしいのだろうか。

学校教育課長 そのとおりだが、ただなかなかちょっと今ほど人的なものを・・・  
(何事か呼ぶ者あり)

学校教育課長 ということだ。

高田 晃 皆さんなければ、私何点かある。学校関係では184Pの運転業務委託料、通学業務委託料があるが、今スクールバスの運転業務は市内業者と市外業者とどのぐらいの割合なものか、委託先。

学校教育課長 運転業務の委託については、今ほぼ市外の業者である。ただ、1か所、山北の本当の特定の地域だけ走るところについては、山北の方をお願いしているが、それ以外は全て市外の業者になる。

高田 晃 これもいろんな方からお話があったうちの一つなのだけれども、最近学校教育のほうでスクールバスの委託先、これ市内業者でできないかという検討はしたのだろうか。

学校教育課長 公共交通のタクシー事業者等の育成というふうなところも加えた中で、安全性とかいろんな観点から、そういった方向性もあるのではないかということで検討しているが、令和5年度からの委託についてはそういう形にならないし、今後また引き続き検討して、そういう形が取れるかということについては、関係のところと進めていきたいというふうには思っている。

高田 晃 このスクールバスに限らず、やっぱり市内業者が参入できるような、今までは、学校給食なんかもそうかもしれないけれども、いわゆる大手の企業があって、そこにどんどん委託をしていたというふうなものが多かったのだけれども、今これだけ経済発展して、市内の企業も力をつけてきて、そしてある程度連携して組合等で動いているという部分については、もしかすると教育委員会で考えているように市内のタクシー・ハイヤー業界でもスクールバスの運行はできるのではないかなというふうに思うので、ぜひ、令和5年度は無理だとしても、令和5年度中に検討して、できるところから、全部ということではできないと思うのだが、1校でも2校でも市内業者ができるような形で検討してほしいと思うが、教育長、いかがか。

教育長 本当にバスの運行に関しては安全性が第一なのだけれども、今委員おっしゃられたとおり、可能性の一つとして、やっぱり市内業者の優先ということも考えていかなければならないと思うので、検討に値することだと思っている。検討してまいる。

高田 晃 よろしく願います。それと、生涯学習関係で何点かあれだが、200Pに市展の関係の予算載っているが、今年度市展、今までの村上体育館から村上市民ふれあいセンターのほうに移動したということだが、場所が変わって今年度の市展がどうだったのか。悪かったなんていうのは多分言わないと思うが、どの辺がよかったか、あるいは参加者の状況なんかをちょっと具体的に今年度の状況を教えてください。

生涯学習課長 今年度、村上市民ふれあいセンターで市展を実施いたしました。その際に来場していただいた方からアンケート調査を実施している。そのアンケート調査の内容を見ると、

やはり遠いというような声がある一方で、駐車場が広いので、非常に止めやすいというようなお声もいただいている。また、体育館、当初靴脱いで2階に上がってということ配慮しての市民ふれあいセンターだったわけなのだけれども、やはり靴のまま入って、ちょっと広いけれども、ワンフロアで見回れるというのが非常によかったというような声もいただいている。令和5年度は、引き続きふれあいセンターで実施することというふうな今のところ予定をしている。令和4年度の来館者数については1,961人だった。前回、令和3年度が2,249人だったので、若干人数は少なくなっている。というのも、例年11月3日絡まり、文化の日というところで、3日絡まりの開催であったわけなのだけれども、今年度ちょうど新潟県芸術美術展とぶつかってしまって、搬入時期が、同じような方がどちらも出品されておられるので、ちょっと搬入が大変だということで村上の市展のほうは時期をずらさせてもらったわけなのだけれども、ちょっとその辺の周知不足というところもあって、来場者のほうが少なかったのかなど。そちらは次年度、令和5年度の反省ということを生かさせてもらいたいというふうに思う。

高田 晃 来年度もふれあいセンターでやると、来年度というか、今後はふれあいセンターでやっていくというふうなお考えのようだが、いいところもあれば、ちょっと悪いところもあるという中で、高齢者は足がやっぱりない、遠いということなのだが、その辺何か例えば来年度以降いわゆる交通手段としてシャトルバスのようなものを出して送迎するとかというふうな考えはないか。

生涯学習課長 その辺についても、アンケート調査のほうで、やはり今まで地元であって歩いて行けたのがなかなか足が遠のいてしまったというようなお声もいただいているので、令和5年度についてはどういう形になるかは今これからの検討になるけれども、アクセスをちょっと考えるような形で検討してまいりたいというふうに思っている。

高田 晃 よろしく願います。最後に、伝統的建造物群保存地区の関係で、課長の話聞く限り、文化庁とうまくいっていないような話をされた。いわゆる文化庁の考えと市の考えとのずれというのは一番はどこか。

文化行政推進室長 2点あるのだけれども、1つ、範囲の考え方で、伝統的建造物群保存地区の範囲なのだけれども、村上市とすると、これまで歴史的風致維持向上計画で町並み整備をしている中で、学識経験者の方、西村幸夫先生等いろいろお世話になっているのだけれども、その中では村上市の町屋全体が価値があるのだよと、そういう伝統的建造物群もあるしということの考え方、そのように考えていたのだけれども、文化庁として見ると、まだちょっと村上市の伝建地区が弱いというか、実際この間協議行ったら、どのような状態ですかと聞いたら、ぎりぎりだというような回答をいただいている。重要伝統的建造物群保存地区になるにはちょっとぎりぎりのラインだよと。それが1点と、もう一点は伝建地区の修景、例えば古い建物はそのままでもいいのだけれども、新しい建物については何でもいいというわけではなくて、これが規制がかかるので、どのように誘導していくかという中で、文化庁の考えは、町屋の形態で修景を進めてほしいというニュアンスなのだけれども、村上市といたしては、これまでの例えば大町小町でやっているように戦後の建物も重要な建造物等に、町並みの一つと認識しているので、それをそのようなことで修景整備していきたいという、その2点の違いがある。ただ、今もまだ検討というか、文化庁と協議を進めているので、全く駄目だという感じでは感じていない。

山田 勉 198Pの中学校施設改修経費だが、荒川中学校と朝日中学校の大改修やると思うのだ

が、2億1,000万円かけてどのくらいの、全部直すのか。それとも、和式を洋式にするとか何かあるのか、内容的に。

学校教育課長 朝日中学校と荒川中学校の洋式化を含めた全体的なトイレの改修ということになる。

教 育 長 当初大規模改修ということで空調の整備、それから校舎内のLED化、それから洋式トイレ化、そんなのを一体的に整備しようと思っていたのだけれども、まだ市内の特に中学校においてはトイレの洋式化が進んでいないということで、この両中学校含めて、まず市内全体のトイレの洋式化を第一優先に考えていこうということで計画的に整備していく予定となっている。

山田 勉 よろしく願います。それから、全然、今バスの送り迎えやらタクシーで送り迎え、みんなやっぱり大型今乗って、大型2種免許はみんな持っている方がやっているのだよね、そういうのは。

学校教育課長 運行業務のお願いしている貸切りバス事業者は当然そういった免許が必要になると思うが、運転委託については2種免許までの取得要件はないので、当然車の大きさに合った免許を持っていると思うが、2種ということではない。

山田 勉 では、大型免許持っていれば、バスに乗って送り迎えするのか。

学校教育課長 運行業務委託の運転手については、そういう形で可能である。

山田 勉 2種持っていないって大丈夫なのか。

学校教育課長 現在市の車を運転していただいている方については、それで大丈夫だ。

#### 第11款 災害復旧費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 第3条「第3表 債務負担行為」

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(賛否態度の発言)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、賛否についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第13号のうち総務文教分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

分科会長（小杉武仁君）閉会を宣する。

(午後 0時33分)